



各 位

2006年5月29日
会 社 名 日立電線株式会社
代 表 者 名 執行役社長 佐藤 教郎
(コード番号 5812 東証・大証1部)
問 合 せ 先 人事総務本部 総務部長
石川 正昭
(電話：03-6381-1050)

定款の一部変更に関するお知らせ

日立電線株式会社は、本日開催の取締役会において、2006年6月28日開催の第69回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 会社法において新設された制度の一部を採用するため
- (2) 会社法施行による定款規定の削除、表現の変更、字句の修正、条文の移設、条数の整理等、全般にわたる所要の修正を行うため
- (3) 上記の他定款規定の整備を行うため

2. 変更の内容

主な変更の内容は以下のとおりです。なお、詳細は別紙をご参照ください。

- (1) 単元未満株式についての権利の制限に関する規定の新設(定款変更案第9条)
- (2) 優先株式に関する規定の削除(現行定款規定第2章の2等)
- (3) 株主総会の招集地に関する定め削除(現行定款規定第13条)
- (4) 株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定の新設(定款変更案第16条)
- (5) 取締役全員の書面による賛成によって取締役会の決議があったものとみなす制度の新設(定款変更案第25条)
- (6) 執行役の任期を事業年度に合わせる旨の変更(定款変更案第35条)
- (7) 配当政策の機動性を確保するための規定の新設(定款変更案第45条第2項)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2006年6月28日
定款変更の効力発生日： 2006年6月28日

以 上

別紙

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第4条（公告の方法）当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>第4条（公告方法）当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>
<p>第5条（委員会等設置会社に関する特例の適用）当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第2章第4節に規定する特例の適用を受ける。</p>	<p>第5条（機関）当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 委員会 3. 執行役 4. 会計監査人
<p>第6条（発行する株式の総数）当社の発行する株式の総数は、10億9,701万2,000株とし、このうち7億9,701万2,000株は普通株式、3億株は優先株式とし、優先株式のうち2億株は普通株式への転換予約権付とする。但し、普通株式につき消却があった場合、又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、発行する株式の総数及び当該種類の株式の数は、これに相当する株式の数を減ずる。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、10億9,701万2,000株とする。</p>
<p>第6条の2（自己株式の取得）当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって当社の普通株式を買い受けることができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第7条（株券の発行）当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第7条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行）当社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき、1,000株とする。</p> <p>当社は、全ての種類の株式につき、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）にかかる株券を発行しない。</p>	<p>第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利）当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次条に定める請求をする権利

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第8条（单元未満株式の買増し）当会社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。</p>	<p>第10条（单元未満株式の買増し）当会社の株主は、株式等取扱規則の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。</p>
<p>第9条（名義書換代理人）当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</p>	<p>第11条（株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>第1項の名義書換代理人は、名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務を代行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第10条（株式取扱規則）当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会から委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>第12条（株式等取扱規則）当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の手続に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会から委任された執行役が定める株式等取扱規則による。</p>
<p>第11条（在外株主等の仮住所又は代理人）外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届出しておかなければならない。その変更のあったときもまた同様とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条（基準日）当会社は、毎決算期現在の株主を以てその期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、その必要を認めるときは、取締役会の決議を以て予め公告して一定の日時現在の株主又は質権者を以てその権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第2章の2 優先株式</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条の2（優先配当金及びその上限等）当会社は、毎決算期現在の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき年5円を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 当会社は、第40条の金銭の分配を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当」という。）を支払う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>優先中間配当が支払われた場合においては、<u>第1項の優先配当金の支払いは、優先中間配当を控除した額による。但し、10月1日から翌年3月末日までの間に株式の分割又は株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、第12条の7第3項ないし第5項による調整後の優先配当金からその2分の1相当額を控除した額による。</u></p>	(削除)
<p>第12条の3（累積条項）<u>当社は、ある決算期について、優先株主に対し、優先配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌期以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、優先配当金に先立って、これを優先株主に支払う。</u></p>	(削除)
<p>第12条の4（参加条項）<u>当社は、優先株主に対し、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う利益配当金と同額の利益配当金を支払う。</u> <u>当社は、第40条の金銭の分配を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当のほか、普通株主に対して分配される金銭と同額の金銭の分配を行う。</u></p>	(削除)
<p>第12条の5（残余財産の分配）<u>当社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、累積未払配当金相当額を普通株主に先立って支払う。</u> <u>優先株主に対しては、累積未払配当金相当額のほか、普通株主に対して行う残余財産の分配と同一割合の残余財産の分配を行う。</u></p>	(削除)
<p>第12条の6（議決権）<u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先株主は、定時株主総会において優先配当金の全部又は一部の支払いを受けない旨の報告又は決議がなされた場合は、その報告又は決議のなされた定時株主総会の次の定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の報告事項又は議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払いを受ける旨の報告又は決議が定時株主総会においてなされる時までは議決権を有する。</u></p>	(削除)
<p>第12条の7（株式の分割、新株引受権の付与）<u>当社は、株式の分割を行うときは、普通株式及び優先株式の種類毎に、同時に同一割合で、これを行う。</u> <u>当社は、株主に新株引受権を付与するときは、普通株主には普通株式の新株引受権を、優先株主にはその所有する優先株式と同一種類の優先株式の新株引受権をそれぞれ同時に同一割合で付与することにより、これを行う。</u></p>	(削除)

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>株式の分割が行われたときは、優先配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。</p> $\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先配当金}}{\text{調整前の1株当たり優先配当金}} \times \frac{\text{分割による増加優先株式数}}{\text{分割後の優先株式数}}$ <p>株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、優先配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、優先株式の時価については、適正な価額として取締役会の定めるところによる。</p> $\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先配当金}}{\text{調整前の1株当たり優先配当金}} \times \frac{\text{新規発行の優先株式時価} - \text{新規発行の優先株式払込金}}{\text{優先株式時価}}$ <p>第3項及び第4項における調整額の算定については、円未満小数第2位以下は切捨てる。但し、調整額が1円未満になるときは、優先配当金について調整額の控除は行わないものとし、調整額控除後の優先配当金が1円未満となるときは、優先配当金は1円とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条の8（消却）当社は、いつでも市場より優先株式を買入れ、これを当該買入価額により消却することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条の9（普通株式への転換予約権及び転換の時期）転換予約権付優先株式を有する株主は、転換予約権付優先株式の発行に関する取締役会決議で定める転換の条件に従い、同取締役会決議で定める転換請求期間中、その有する転換予約権付優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>転換予約権付優先株式の転換請求により発行された普通株式に対する第39条の利益配当金又は第40条の金銭の分配については、4月1日から9月末日まで及び10月1日から翌年3月末日までをそれぞれ営業年度とみなし、転換請求がなされた時の属する営業年度の初めに転換があったものとみなす。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条の10（読み替え規定）第12条の2第1項において、取締役会が優先株式の発行の決定を執行役に委任した場合は、第12条の2第1項中「優先株式の発行に関する取締役会決議で」とあるのは「取締役会から優先株式の発行の決定を委任された執行役が」と読み替える。</p> <p>第12条の7第4項において、優先株式の時価を適正な価額として定めることを取締役会が執行役に委任した場合は、第12条の7第4項中「適正な価額として取締役会の」とあるのは「当該優先株式の時価を適正な価額として定めることを取締役会から委任された執行役が適正な価額として」と読み替える。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第12条の9第1項において、取締役会が転換予約権付優先株式の発行の決定を執行役に委任した場合は、第12条の9第1項中「<u>転換予約権付優先株式の発行に関する取締役会決議で定める転換の条件に従い、同取締役会決議で</u>」とあるのは「<u>当該転換予約権付優先株式の発行の決定を取締役会から委任された執行役が発行を決定する際に定める転換の条件に従い、当該執行役が</u>」と読み替える。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条の11（準用規定）第13条（招集時期に関する部分を除く。）ないし第15条、第16条第1項及び第17条の規定は、<u>種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p>第41条の規定は、<u>優先配当金及び優先中間配当の支払いについて、これを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条（株主総会の招集）<u>定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議により、東京都各区内において、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれを招集する。</u></p>	<p>第13条（株主総会の招集）<u>定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議によって、取締役会の決議によって予め定めた取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条（基準日）<u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第14条 (条文省略)</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u></p>
<p>第15条（議決権の代理行使）<u>議決権を有する株主又はその法定代理人は、代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は、当社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主でなければならない。</u></p> <p>前項の場合には、<u>代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第17条（議決権の代理行使）<u>議決権を有する株主は、代理人1名をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主でなければならない。</u></p> <p>前項の場合には、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を予め当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第16条（決議方法）<u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。</u></p> <p>商法第343条に定める決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上でこれを行う。</u></p>	<p>第18条（決議方法）<u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第17条（議事録）株主総会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び委員会</p> <p>第18条 （条文省略）</p> <p>第19条（取締役の任期）取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>第20条（取締役の選任）取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役会長）取締役会の決議を以て、業務上の都合により取締役会長1名を定めることができる。 （新設）</p> <p>第22条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より5日前に発するものとする。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>（削除）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条（取締役の選任）取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条（取締役会長）取締役会の決議によって、業務上の都合により取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。 取締役会長を定めないとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。 前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選定する者は取締役会を招集することができる。 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い、取締役会の招集を請求し又は招集することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より5日前に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (相談役) 取締役会の決議を以て当会社に相談役を置くことができる。</p> <p>第25条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の<u>限度において免除</u>することができる。</p> <p>当社は、<u>商法特例法第21条の8第4項但書きに定める社外取締役との間に、商法特例法第21条の17第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができる者に限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (相談役) 取締役会の決議によって当会社に相談役を置くことができる。</p> <p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項所定の取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の賠償責任を法令の定めるところに<u>従い免除</u>することができる。</p> <p>当社は、社外取締役との間に、<u>会社法第423条第1項所定の賠償責任を法令の定めるところに従い限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,200万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (委員の選任) 各委員会の委員は、取締役の中から、<u>取締役会の決議により定める。但し、指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役であって執行役でない者でなければならない。監査委員会の委員にあつては、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者でなければならない。</u></p> <p>第29条 (委員会の招集) 委員会の招集通知は、各委員に対し会日の5日前に発するものとする。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第30条 (委員会規則) 委員会に関する事項は、法令、本定款又は法令に基づき取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 委 員 会</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (委員の選定) 各委員会の委員は、取締役の中から、<u>取締役会の決議によって選定する。ただし、指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。監査委員会の委員にあつては、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行取締役又は当該子会社の会計参与 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員) もしくは支配人その他の使用人を兼ねていない者でなければならない。</u></p> <p>第32条 (委員会の招集通知) 委員会の招集通知は、各委員に対し会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第33条 (委員会規則) 委員会に関する事項については、法令、本定款又は法令に基づき取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 執 行 役</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 執 行 役</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第32条（執行役の任期）執行役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。</p>	<p>第35条（執行役の任期）執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</p>
<p>第33条（執行役の選任）執行役は、取締役会で選任する。</p>	<p>第36条（執行役の選任）執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
<p>第34条（代表執行役）代表執行役は、取締役会の決議を以て定める。</p>	<p>第37条（代表執行役）代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。</p>
<p>第35条（社長、副社長等）取締役会の決議を以て執行役社長1名を定める。但し、執行役社長は、代表執行役でなければならない。 業務上の都合により取締役会の決議を以て当会社の執行役に副社長等の名称を付することができる。</p>	<p>第38条（社長、副社長等）取締役会の決議によって執行役社長1名を定める。ただし、執行役社長は、代表執行役でなければならない。 業務上の都合により取締役会の決議によって当会社の執行役に副社長等の名称を付することができる。</p>
<p>第36条 （条文省略）</p>	<p>第39条 （現行どおり）</p>
<p>第37条（執行役の責任免除）当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第40条（執行役の責任免除）当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項所定の執行役（執行役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定めるところに従い免除することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第7章 会 計 監 査 人</p>
<p>（新設）</p>	<p>第41条（会計監査人の選任）<u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第42条（会計監査人の任期）<u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第8章 計 算</p>
<p>第38条（決算期）<u>当社の決算期は、毎年3月末日とする。</u></p>	<p>第43条（事業年度）<u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第44条（剰余金の配当等の決定機関）<u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第39条（利益配当）<u>利益配当金は、毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。</u></p>	<p>第45条（剰余金の配当の基準日）<u>当社は、毎年3月31日又は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>第40条（中間配当）当社は、毎年9月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。</p> <p>第41条（除斥期間）第39条の利益配当金及び前条の分配金はその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、<u>支払いの義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議を以て、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2. <u>変更前の定款第26条第2項の規定に基づき、</u>当会社と社外取締役との間で平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に締結した商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、なお、効力を有する。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議を以て、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の行為に関する監査役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>第46条（除斥期間）<u>配当財産その他の株主等に交付すべき財産については利息を付さず、当該財産がその交付開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、その交付義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（以下「旧商法」という。）</u>第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2. 当会社と社外取締役との間で平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に締結した<u>旧商法</u>第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、なお、効力を有する。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、平成14年5月1日以降であって平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の行為に関する<u>旧商法に基づく</u>監査役の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p>